

臨時号

vol.10

かまがや

消費生活センターだより

平成25年7月

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL: 047-445-1141

(市役所代表)

※予約制※

気を付けて!!

「送りつけ商法」

『送りつけ商法』とは、注文した覚えのない商品（主に健康食品、サプリメント、書籍、DVDなど）を消費者に送りつけ、その商品代金を請求する悪徳商法の1つです。

例えば

- ・「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」等と突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに健康食品を強引に送りつけられる

※この場合、代金引換えや商品と一緒に請求書が同封されていて、支払いを求められる事があります。

※鎌ヶ谷市でも実際に送りつけ商法の相談も来ています。



対策

◎業者から電話があったら

⇒注文した覚えがない商品であれば、キッパリと「**いりません!**」と断りましょう

◎配達業者から「代金引換えで〇〇から荷物が届いています。代金は△△円です。」と連絡があったら

⇒注文した覚えがない商品であれば、配達業者さんには**申し訳ないとは思わず、「頼んでいません!」**と断りましょう

◎荷物が届いたら

⇒送り状の**送り主と商品名を確認**しましょう

◎家族あての荷物が届いたら

⇒すぐには受け取らず、**家族に確認**してから受け取りましょう

◎商品を受け取ってしまった!

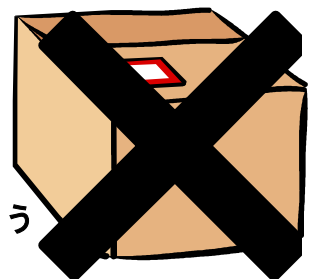
⇒注文した覚えがない商品であれば、箱や袋を開けずに、すぐに**消費生活センターへ連絡**してください。

◎送り状が貼ってある、箱や袋を開けてしまった!!

⇒すぐに、**消費生活センターへ連絡**してください。

クーリング・オフ（契約解除）が可能な場合があります。

判断に困ったら**消費生活センターへ**



※裏面は「**国民生活センター**より」と「**夏休み!!** **こども講座**」について…

国民生活センターより

高齢者等に対して「質草(質に入れる品物)は何でもいい」などと言って担保価値のない物品を質に取り、実際には年金などを担保として違法な高金利で貸付をする、いわゆる「偽装質屋」に関する相談が、全国の国民生活センターに寄せられています。

相談事例の一部です。

【事例 1】ポストに入っていたチラシを見て質屋に電話をし、「何でもいいから質草をもってきて」と言われ、ゴミ同然の時計を持って行ったら、9万円を借りた。年金支給日に年金受給口座から自動引落しで返済することとなった。利息が高く、11万円以上返済しなくてはならず、到底支払えない。どうしたらいいか。

【事例 2】チラシで見た質屋に行き、壊れた時計、使い古した財布、母の古いネックレスを質に入れて高額な融資を受けた。質屋から、「お金に困っているなら、年金を担保に融資できる」と言われ、勧められるがままに借り入れた。返済は年金支給日に質屋に通帳を渡して、質屋が引落しをする。生活にも困窮している。どうしたらいいか。

たとえ許可を得ている質屋でも、「偽装質屋」の実態は高金利のヤミ金です。
絶対に借入れはしないで下さい。

また、生活資金の借入れや、多重債務で困っていたら、消費生活センターへ相談してください。

夏休み!! こども講座

「おかねの役割について学ぼう！」

※事前予約制※



携帯電話でのオンラインゲームで、数十万円の請求が来るといったトラブルが増えています。

夏休みに、「お金の大切さ」や「お金の使い方」を、みんなでゲームをしながら学びましょう。

※講座終了後、お金マイスターとして認定! お金マイスター認定書をお渡しします。

開催日時 : 8月9日(金) 14:00~ (1時間くらい)

場所 : 中央児童センター (南初富3-19-31)

対象 : 小学生

費用 : 無料

定員 : 40名 ※先着順

講師 : SMBCコンシューマーファイナンス(株)

予約受付方法 : 7月16日(火)より 受付開始

中央児童センター(444-0144) または

市役所 商工振興課(445-1141 内線289)で受付

